

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年東京都規則第百十二号）新旧対照表

| 改 正 案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第一条から第十五条まで（現行のとおり）<br/>（卸売業者による売買取引の結果等の公表）</p> <p>第十六条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p> <p>エ 卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をする場合にあつては、当該生鮮食料品等の卸売（<del>条例第三十二条第二項の規定による知事の指定を受けた市場外の保管場所（以下「市場外保管場所」という。）においてするものを除く。</del>）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>第十七条（現行のとおり）<br/>（市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告等）</p> <p>第十八条 条例第三十二条第二項の規定による報告は、毎月十日</p> | <p>第一条から第十五条まで（略）<br/>（卸売業者による売買取引の結果等の公表）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>アからウまで（略）</p> <p>エ 卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をする場合にあつては、当該生鮮食料品等の卸売</p> <p>3（略）</p> <p>第十七条（略）<br/>（市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告等）</p> <p>第十八条 条例第三十二条第二項の規定による報告は、毎月十日</p> |

までに前月中に卸売をした物品（市場外保管場所においてしたものを除く。）について別記第十四号様式による卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売結果報告書によつてしなければならない。

2 (現行のとおり)

第十九条 (現行のとおり)

(卸売業者による売買取引の結果等の報告)

第二十条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 (現行のとおり)

アからウまで (現行のとおり)

エ 卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をする場合にあつては、当該生鮮食料品等の卸売（市場外保管場所においてするものを除く。）

3 (現行のとおり)

第二十一条から第二十七条まで (現行のとおり)

(市場施設使用許可申請書等)

までに前月中に卸売をした物品について別記第十四号様式による卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売結果報告書によつてしなければならない。

2 (略)

第十九条 (略)

(卸売業者による売買取引の結果等の報告)

第二十条 (略)

2 (略)

一及び二 (略)

三 (略)

アからウまで (略)

エ 卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をする場合にあつては、当該生鮮食料品等の卸売

3 (略)

第二十一条から第二十七条まで (略)

(市場施設使用許可申請書等)

第二十八条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

アからキまで (現行のとおり)

ク 申請者が仲卸業者である場合にあつては、条例第四十三条第四項第二号、第六号、第八号及び第九号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面 (別記第三十九号様式)

ケ 申請者が関連事業者である場合にあつては、条例第四十三条第五項第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面 (別記第四十号様式)

二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第二十九条から第六十二条まで (現行のとおり)

別表第一から別表十一まで (現行のとおり)

第二十八条 (略)

一 (略)

アからキまで (略)

二 (略)

2 (略)

第二十九条から第六十二条まで (略)

別表第一から別表十一まで (略)